令和８年（フ）第５３号
福井県敦賀市中央町２丁目10番22―305号
セントラルヨーコー
債務者　海津満知子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第１０７１号
京都市右京区龍安寺西ノ川町15番地44
債務者　清水　杏子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０８２号
京都市右京区山ノ内宮前町７番地　ウエストヴィラージュ２　4154号、前住所京都市下京区五条通堀川西入柿本町576番地１　フレア五条1101
債務者　原田　光代
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１６９号
京都市伏見区深草西浦町八丁目102番地　メゾン・ド・パヴィヨン　207号
債務者　田部耕一郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１８５号
京都市伏見区小栗栖森本町13番地　市営住宅小栗栖団地５―205
債務者　桃木　公子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１２１４号
京都市南区上鳥羽南苗代町18番地　障がい者ＧＨ　わおん京都上鳥羽
債務者　吉原承壱こと　ＬＥＥ　ＷＯＯＫＯＮＧ　李　　愚公
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第２２８号
兵庫県川西市錦松台14番７号
債務者　大川　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２３１号
兵庫県川西市小戸２丁目２番17号　103
債務者　阪本　秋男
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第２４３号
兵庫県明石市和坂稲荷町47番地の52
債務者　山村こと　崔　光太郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第２６５号
徳島県鳴門市大津町吉永78番地１　シャンテナルト101号
債務者　髙橋　美晴（旧姓脇田）
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月22日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１５４６号
東京都国分寺市戸倉二丁目20番地６リブリ・ＰａｔｒｉＡ平の101
債務者　野田　正樹
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５７２号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡９―605
債務者　並木　裕彦
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１６３３号
東京都八王子市子安町１丁目27番23号
債務者　大久保香織
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７６７号
東京都東久留米市東本町７番26号リトル・キャッスル東久留米205
債務者　山田宗一郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８０５号
東京都府中市本宿町２丁目６番地の１サンヴェール府中105
債務者　鈴木満寿雄
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１８２号
富山市富岡町392番地クーロンヌⅡ　201号室、住民票上の住所富山市常盤台28番23号
債務者　寶田　博行
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９１号
富山市山田中村125番地　市営住宅Ｂ―１―２号
債務者　中山　洋志
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月23日まで
富山地方裁判所民事部